

お客さま 各位

2021(令和3)年11月30日

株式会社 佐賀共栄銀行

### 投資信託「NISA口座」のみなし廃止措置について

2021年度(令和3年度)税制改正により、投資信託取引における2017年(平成29年)のNISA口座を開設しているお客さまのうち、下記記載の条件全てに該当される場合には2022年(令和4年)1月1日をもって自動的にNISA口座が廃止となる、のみなし廃止措置の対象となります。

2022年(令和4年)以降、NISA口座の継続をご希望されない場合はお手続きは不要です。2022年度(令和4年)以降もNISA口座の利用をご希望される場合は、改めてNISA口座開設のお手続きが必要となりますので、お取引店にてお手続きいただきますようお願い申し上げます。

#### 【対象となるお客さま】

- ・2017年(平成29年)以前に当行でNISA口座を開設した。
- ・2017年(平成29年)末時点で投資信託取引に関し、当行へマイナンバーの届出をしていない。
- ・2018年(平成30年)以降に当行で一般NISAまたはつみたてNISA開設の申請をしていない。

※特定口座開設や住所変更の際に、マイナンバーの届出をいただいている場合でも、当行へ2018年(平成30年)以降のNISA口座開設の申請をいただいていないお客さまにつきましては、NISA口座のみなし廃止措置の対象となります。

※のみなし廃止措置に基づくNISA口座廃止の場合、非課税廃止通知書は作成されません。

ご不明な点等ございましたら、お取引店もしくは下記担当者までお問い合わせください。

以上

◎本件に関する問い合わせ先

総合企画部 金融サービスグループ

平野

TEL:0952-26-0867